

# 危険な空家等を除却する場合の補助制度について

宝達志水町では、周辺的生活環境の保全を図るため、老朽化した危険な空家等を除却する場合にその経費の一部を補助します。

(※補助を受ける場合は事前に申請が必要です。)

## 1 補助金の交付対象となる空き家

町の現地調査により、周辺的生活環境に影響があると認められるもので一定基準以上の危険度があると判定された空家等

(※空家等・・・建築物等で、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの)

## 2 補助金の交付対象となる方

(次のすべてを満たす方)

- ①特定空家・老朽危険空家の所有者等又は所有者等の相続人  
(所有者等・・・所有者または管理者)
- ②町税等を滞納していない方
- ③暴力団員でない方

## 3 補助金の交付対象となる事業

(次のすべてを満たす事業)

- ①特定空家・老朽危険空家等のすべてを除却するものであること  
(ただし、地下埋設物の除却は対象外とする)
- ②町内に営業所又は事務所を有する事業者に請け負わせるものであること  
(ただし、建設業法の規定に基づく解体工事業の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく登録を受けた解体工事業者であること)
- ③公共事業による移転、建て替え、その他の補償等の対象とならないものであること
- ④空家等の所有者等が複数存在する場合は、所有者等の全員が特定空家等の除却に同意していること

## 4 補助額

空家等の除却に要する費用の2分の1 (限度額 100万円)

※ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

---

【お問い合わせ・申請先】宝達志水町地域整備課 TEL 0767-29-8160 Fax 0767-29-4251

E-mail [seibi-k@town.hodatsushimizu.lg.jp](mailto:seibi-k@town.hodatsushimizu.lg.jp)